

鎌 倉 市 議 会 議 長 久 坂 久 子 様

令和 2 年（2020年） 7 月 1 日

神奈川県教育委員会教育長

桐谷 次郎 様

鎌倉市議会議員 久坂 くにえ



意見書の提出について

令和 2 年（2020年） 6 月 24 日開会の 6 月定例会本会議において議決された以下の意見書を、地方自治法第 99 条の規定により、別添のとおり提出いたします。

（意見書件名）

北朝鮮による日本人拉致被害者の速やかな奪還と真相究明、再発防止を求める  
意見書

担当 鎌倉市議会事務局 議会総務課

電話 0467 (23) 3000 (内線 2446)



北朝鮮による日本人拉致被害者の速やかな奪還と真相究明、  
再発防止を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致問題は、日本国の主権に対する重大な侵害かつ日本人の権利を踏みにじるものであり、断じて許すことはできない。

鎌倉市議会はこれまでも北朝鮮による日本人拉致事件について、平成26年6月に「北朝鮮による日本人拉致問題の真相究明と早期の全面解決を求める決議」、平成27年7月に「北朝鮮による日本人拉致問題の早期の全面解決と再発防止を求める意見書」、平成28年6月に「安倍内閣の責任として北朝鮮による日本人拉致問題の早急な全面解決と再発防止を求める意見書」を可決し、速やかな全面解決を要求してきた。

しかしながら、令和の時代となっても、いまだに私たちの同胞である拉致被害者を北朝鮮から奪還できていない。拉致被害者の御家族も高齢化されており、有本恵子さんの母・有本嘉代子さんが本年2月3日に、そして横田めぐみさんの父・横田滋さんが6月5日に逝去された。最愛の家族との再会がかなわなかった無念は全ての国民が共有すべきであり、決して諦めずに、改めて国民は一丸となって、北朝鮮による日本人拉致被害者の奪還に向けて取り組まなくてはならない。

国民が本人の意思に反して、他国に拉致されているのに、いつになっても取り返すことができていない事態は、国家として重大な危機的状況であり、国権を預かる国会と日本政府は、拉致被害者を必ず奪還するために、必要な措置や政策を遂行すべきである。

よって、鎌倉市議会は、次の事項を国会、日本政府、関係機関に対して強く要請する。

- 1 北朝鮮により拉致された全ての日本人を速やかに奪還すること。
- 2 他国による拉致が二度と発生しないよう、真相究明し、再発防止の措置をとること。
- 3 北朝鮮による日本人拉致問題を風化することがないように啓発に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）6月24日

鎌 倉 市 議 会